

民事事件及び行政事件の仮既済処理の実施について

平成16年2月13日総三第36号高等裁判所長
官、地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

標記の実施について下記のとおり定めましたので、これによってください。
なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。
記

第1 仮既済処理をする事件

次に掲げる事件は、裁判長の認定により、当該認定の日に仮既済とする。

1 民事通常訴訟事件、手形訴訟事件、小切手訴訟事件、少額訴訟事件、少額訴訟判決に対する異議申立て事件、人事訴訟事件及び行政訴訟事件（いずれも上訴事件及び再審事件を含む。）のうち、次に掲げる事由のいずれかに該当する事件

(1) 当事者の所在が明らかでないため、訴訟を進行することができなくなった事件で、その所在不明の事実が事件記録（以下「記録」という。）上明らかとなった日から3年を経過したもの

(2) 中断中の事件で、中断の日から受継の手續がないまま3年を経過したもの

(3) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第131条第1項の規定による中止中の事件で、中止決定の日から中止の事由となった故障の解消が裁判所に明らかとならないまま3年を経過したもの

(4) 調停係属のため中止中の事件で、調停記録焼失等により調停が終了したかどうか不明であるという事実が記録上明らかとなった日から3年を経過したもの

(5) 災害その他の事由によって記録が滅失したが、当事者が記録の再製等に協力しないため、訴訟を進行することができなくなった事件で、その事実が記録上明らかとなった日から3年を経過したもの

(6) 訴訟費用の予納がないため、訴訟を進行することができなくなった事件で、進行することができなくなった日から1年を経過したもの

2 配当等手續事件、強制執行事件、担保権の実行としての競売等事件並びに担保権の実行及び行使事件のうち、次に掲げる事由のいずれかに該当する事件

(1) 債権者、債務者その他の利害関係を有する者の所在が明らかでないため、手續を進行することができなくなった事件で、その所在不明の事実が記録上明らかとなった日から3年を経過したもの

(2) 1の(5)に定める事由に該当するもの

第2 仮既済処理の手續

1 記録係への移管

(1) 第1に定める事件を担当する裁判所書記官（以下「係書記官」という。）は、仮既済の認定があった場合には、直ちに仮既済の事由、認定の旨及び認定の年月日を明らかにした書面に裁判長の認印を受け、これを記録の末尾につづった上、その記録を記録係に移管する。

(2) 記録係は、(1)に定める記録の移管を受けた場合には、事件簿の該当事件の「備考」に仮既済の旨及びその年月日を記載した上、他の保存記録と区別し、適宜の方法で保管する。

2 手續の再度の進行

(1) 係書記官は、仮既済とした事件について、手續を再度進行することができるようになった場合には、直ちに記録係に連絡して当該事件の記録の返還を受け、その後の手續を進行させる。

(2) 記録係は、係書記官から(1)に定める連絡を受けた場合には、事件簿の該当事件の「備考」に手續進行の旨及びその年月日を記載する。

付記

1 実施

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

2 経過措置

(1) この通達の実施の前に平成6年12月9日付け最高裁総三第64号事務総長通達「民事事件及び行政事件の仮既済処理の実施について」の定めにより仮既済とした事件は、その仮既済とした日にこの通達の定めにより仮既済としたものとみなす。

(2) 昭和55年10月1日前に申し立てられた配当手続事件、強制執行事件及び競売申立事件を仮既済とするための事由については、なお従前の例による。

(3) この通達実施の際、民事訴訟法（平成8年法律第109号）による改正前の民事訴訟法（明治23年法律第29号）第221条第1項の規定により中止中の事件については、なお従前の例による。